

## 柿餅区会への入会について（ご案内）

柿餅区会においては、区会員の皆様の協力により役所や警察・学校など公的機関との連絡調整や区会員相互の連絡調整を行うとともに、区会員の親睦を図り、明るい日常生活を営むことを目的として事業運営しております。

新たに柿餅区会に入会する場合は、「柿餅区会加入申込書」に併せて「入会金3万円」の寄付や柿餅区会の事業活動に必要な「区費年額5,500円」並びに上貝塚地区、北横川地区及び柿餅地区の3地区で構成する大網白里市消防団の「消防費年額2,500円」のご負担をお願いしております。それぞれの趣旨や目的は、下記のとおりですが、何卒ご理解の上、ご入会下さいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 入会金について

入会金の趣旨は、既存の柿餅公民館を建替える場合の建設事業費や老朽化に伴う改築事業費に充てることを目的とした所謂「公民館建設基金（積立金）」であります。

平成28年までは、入会者すべての方から入会金30,000円を納付していただいておりますが、平成29年2月に減免規定を設けました。この規定に該当する場合は、入会金を納付していただく必要がない場合がありますので、詳細は班長にお尋ねください。

入会を希望される方で減免規定に該当しない場合は、「柿餅区会加入申込書」をご記入の上、入会金30,000円を納付していただくこととなります。入会金は原則として一括納付をお願いしておりますが、特例として3回（3年）までの分割納付もお受けいたしております。詳細は班長にご相談ください。

#### 2 区費・消防費について

柿餅区会においては、毎年3月中旬頃に定例総会を開催し、当該年度の事業報告及び決算報告を行うとともに新年度の事業計画及び予算案の承認を経て区会員の協力により各種事業を実施しております。柿餅区会の事業に要する経費は、区費、寄付金及びその他の収入をもって充てております。区費及び消防費の年額は、次のとおりです。

区 費：年額5,500円

消防費：年額2,500円

なお、区費及び消防費は、例年4月又は5月に納付していただいておりますが、年度途中で入会された場合は、入会月ごと月割で定めております。金額は班長に確認の後、納付していただきたくお願いいたします。

# 柿餅区会加入申込書

柿餅区長

様

私は、柿餅区会規約を順守の上、柿餅区会に加入したいので、承認下さいますようお願い致します。

令和 年 月 日

住 所 : 大網白里市 ( 班)

氏 名 : ⑩

電話番号 :